

武蔵野市産業振興条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市産業振興条例の一部を改正する条例

武蔵野市産業振興条例（平成28年6月武蔵野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	<p><u>（武蔵野市産業振興審議会）</u></p> <p><u>第10条 産業の振興について必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。</u></p> <p><u>(1) 産業の振興に関する重要な事項</u></p> <p><u>(2) 武蔵野市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の策定に関する事項</u></p> <p><u>(3) 産業振興計画の実施状況の評価に関する事項</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が審議会に諮ることが適当と認める事項</u></p> <p><u>3 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 前項の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p>条の追加</p>

5 審議会は、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

6 市長は第3項の委員とは別に、専門部会における調査及び審議のため必要があると認める者を委員として委嘱することができる。

7 専門部会は第3項の委員のうちから市長の指名した委員及び前項の規定により委嘱した委員をもって組織する。

8 委員（第3項の委員及び第6項の規定により委嘱した委員をいう。次項において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（武蔵野市産業振興計画の策定）

条の追加

第11条 市長は、第5条第1項の産業の振興に関する総合的な計画として産業振興計画を策定するものとする。

<p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>2 市長は、産業振興計画の策定にあたっては、審議会に諮問するものとする。</p> <p>3 市長は、産業振興計画の策定にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。</p> <p>4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>(委任) 第12条 (略)</p>	<p>条の繰下げ</p>
--------------------------	---	--------------

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)</p>	<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)</p>	

<p>に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(45)まで (略)</p> <p>(46)から(62)まで (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="225 696 652 1106"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)		交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)		<p>に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(45)まで (略)</p> <p>(45)の2 <u>産業振興審議会の委員</u></p> <p>(46)から(62)まで (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="705 696 1133 1106"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>産業振興審議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)		<u>産業振興審議会の委員</u>	// 12,000円	交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)		<p>号の追加</p> <p>項の追加</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)																
交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から技能功労者等選考委員会の委員まで (略)																
<u>産業振興審議会の委員</u>	// 12,000円															
交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)																

(提案理由)

武蔵野市産業振興条例（平成28年6月武蔵野市条例第32号）第5条第1項の産業の振興に関する総合的な計画として第三期武蔵野市産業振興計画を策定するにあたり、武蔵野市産業振興審議会の設置について必要な事項を定めるため、所要の改正をするものである。